

◎ 中小企業の元気復活を支える税制
—平成26年度税制改正要望事項(抜粋)—

◎ 公益事業の推進と組織基盤の再構築を図る
—公益社団として第1回目の通常総会を開催—

◎ nice work
ベトナムと日本をつなぐ想いの懸け橋
株式会社友越 代表取締役社長 山口 綾乃

◎ 加賀野菜¹⁴
赤ずいき

金沢 ほうじん

広 報

第202号
平成25年
9月10日発行

中小企業の元氣復活を支える税制

―平成二十六年度税制改正要望事項(抜粋)―

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映させながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

今年も六月六日(木)、ホテル金沢にて県連税制・税務委員会(吉田國男委員長)を開催し、平成二十六年度税制改正要望事項について審議し、全法連へ提出しました。なお、全法連では各県連からの要望を取りまとめ、「税制改正に関する提言」として国や地方自治体への提言活動を行っています。

吉田國男委員長



【総論】

政權交代後、ようやく先行きに明るい兆しが見えてはきたが、ほとんどの中小企業は景氣回復の恩恵を受けずに、いままなお経営健全化のために懸命な努力を続けている。

地域に根ざした中小企業が、雇用や納税その他いろいろな面において十分に社会的責任を果たすことが日本経済の活性化の原点であると考えます。

国は、遅々として進まぬ被災企業の事業活動復活に向けて早急な対策と支援を行うとともに、中小企業の経営実態を正しく認識した上で経済の復旧を図り、中小企業の活性化に配慮したメリハリのある望ましい税制を構築し、努力したものが報われ、まじめな納税者が尊敬されるように努めるべきである。併せて、聖域なき行財政改革による歳出削減を断行し社会保障不安を払拭するなど、国民が安心して生活できる社会の創造を強く求める。

以上のような基本姿勢のもとに、我が国の経済社会を支えている法人、とりわけ地域経済の担い手である中小企業の活力が生まれるような税制の構築に向けて「個別事項」とおり税制改革が行われるよう強く要望する。

【個別事項】

一、法人の税負担のあり方

- ① 中小企業活性化のための税制のあり方
・ 交際費課税制度は廃止すること。
・ 少額減価償却資産の年間の損金算入額の上限三百万円を廃止すること。
- ② 法人税の税率および課税ベース問題等
・ 法人税率を引き下げること。
・ 減価償却の耐用年数等の是正、更なる見直しを図ること。
- ③ 地方法人課税等
・ 国税・地方税等について、徴収体制の一元化を図ること。
・ 固定資産税を軽減すること。

二、個人の所得課税のあり方

- ① 国・地方を通じた個人所得課税のあり方
・ 国税・地方税を一元化すること。
・ 所得の種類を縮減し、簡素化を図ること。
・ 十種類の所得区分を縮減するとともに、損益通算等の見直しをすべきである。
・ 住民税の均等割を引き上げること。
- ② 税率構造、諸控除等の課税ベース
・ 個人所得課税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、さらには少子・高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など社会構造の変化を踏まえ、抜本的な見直しを行うこと。

三三知識

中小法人の交際費課税の特例の拡充

平成二十五年の税制改正で中小法人の交際費課税制度が改正され、交際費枠が拡大になっています。

改正前

年間六百万円までの交際費支出のうち九〇%が損金算入可能

交際費は原則として損金不算入とされていますが、資本金一億円以下の中小法人については、定額控除限度額(年六百万円)まで、交際費支出の九〇%相当額について損金算入が認められていました。この「交際費の損金不算入制度」及び「中小法人に係る損金算入の特例」の適用期限は、平成二十六年三月三十一日までです。

改正後

年間八百万円まで全額損金算入可能 (措法61の4)

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、**定額控除限度額が八百万円**(改正前:六百万円)に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(改正前:一〇%)が廃止されました。

適用期日

この改正は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度から適用されます。

③ 給付付き税額控除

- ・コスト面も考慮し他の社会保障制度との総合的な体系整備を図ること。

④ 社会保障・税共通の番号制度（納税者番号制度）等

- ・プライバシーの侵害防止のための法整備、経済、金融取引への影響などの前提条件を明確にしたうえで、所得の補足、負担の公平化、税務行政の効率化、海外との資金移動の把握に役立つことから、同制度を導入すること。

三、資産課税及び

資産性所得課税のあり方

① 相続税・贈与税

- ・生前贈与の範囲を拡大すること。

② 事業承継税制

- ・事業用資産に係る相続税の課税価格の軽減措置を欧米並にすること。
- ・適用要件をさらに緩和する等の見直しをすること。

四、消費税のあり方

① 税率等

- ・消費税率の引き上げは慎重に行うこと。

② 使途、複数税率・インボイス等

- ・事業者の事務負担や税制の簡素化等を考慮すれば、極力単一税率が望ましいが、消費税率の引き上げにからみ、食料品への複数税率等の問題が浮上した段階で検討すること。

五、地方税のあり方

① 固定資産税のあり方

- ・評価方法及び課税方式の抜本的な改革、

見直しを行うこと。

- ・固定資産税と都市計画税を併せて見直し、負担軽減を図ること。

六、環境問題に対する税制上の対応

- ・環境問題に取り組んでいる企業に対する税の軽減措置をとること。

七、今後の財政政策のあり方

① 経済社会の今後のあるべき姿

- ・行政組織の簡素化・効率化を図ること。
- ・国債依存を止めること。

② 行財政改革の推進と歳出のあり方

- ・国・地方の議員と公務員の定数削減、

歳費・給与等を大胆に節減・抑制すること。

- ・行財政改革の大胆な実行が必要である。

③ 社会保障制度・国民負担のあり方

- ・国民に信頼される社会保障制度を確立すること。

④ 国・地方のあり方等

- ・都市部と地方との税収バランスの構築を行ったうえで、より一層地方への権限と税源の移譲を図ること。

八、その他意見（納税環境の整備、未実現事項等）

- ・印紙税を廃止すること。
- ・会計制度と税制をリンクさせること。

北陸税務連絡協議会定期総会及び金沢国税局との意見交換会を開催



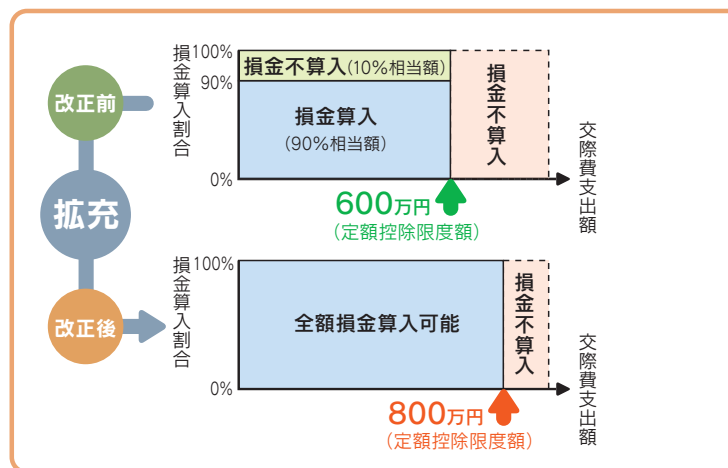
六月二十七日（木）、北陸税理士会館において、北陸税務連絡協議会の定期総会が開催されました。北陸法人会連合会からは角間会長が出席し、平成二十五年度の事業計画として、税務当局並びに各構成団体相互の連携協調の推進、e-Taxの普及及び定着に向けた取り組み、「税を考える週間」や確定申告期及び改正消費税における事業への協力が承認されました。

定期総会後には、北陸税務連絡協議会と金沢国税局との意見交換会が開催され、伏見国税局長から、平成二十四年分の確定申告期における各種広報活動の協力や租税教育の開催に対するお礼のほか、平成二十四

年度の金沢国税局におけるe-Tax利用率が全国でもトップクラスであった旨の報告がありました。

また、国税局からは、平成二十四年分の確定申告の状況、租税教育の充実、期限内納付の推進等について説明があり、引き続きe-Taxや国税庁ホームページを利用した確定申告書の作成、振替納税・ダイレクト納付の利用、租税教室への一層の講師派遣に対する協力依頼がありました。

角間会長からは、法人会の広報活動や租税教育活動について説明があったほか、公益法人制度改革を受け、県法人連合会では全国に先駆けて富山県及び福井県の二県が、傘下の単位会では十五単位会が全て公益社団法人に移行し、より一層社会貢献活動に取り組みことを発言するなど、活発な意見交換会が行われました。



公益事業の推進と組織基盤の再構築を図る

―公益社団として第一回目の通常総会を開催―

五月十七日(金)午後三時四十五分から、ANAクラウンプラザホテル金沢にて、公益社団法人金沢法人会第一回通常総会が行われました。公益法人への移行後初となる今回の総会には、会員企業二百

四十九社が出席(委任状三千百七十四社)し、浦畑勉金沢税務署長をはじめ多数の来賓を迎えて盛大に開催されました。冒頭のあいさつで角間会長は、公益社団法人移行が無事完了したことについて、会員並びに関係各位に改めて謝意を述べました。



公益社団法人への移行が無事完了したことを報告する角間会長。



249社の会員企業が出席して開催された。

総会の進行は、今年度より青年部会長に就任した浅野達也氏の司会により行われ、永年にわたりご活躍いただいた退任役員をはじめ、会員増強で好成績を取めた支部・団体等、また福利厚生制度推進の功労者に感謝状が贈呈されました。

また、平成二十四年度中に開催された定例研修会への参加優秀社三十六社が精勤賞を受賞しました。

続いて、角間会長を議長として次の議事について審議が行われました。

【報告事項】

・平成二十五年度事業計画及び同収支予算について

【審議事項】

第一号議案 平成二十四年度事業報告及び同収支決算報告承認の件

監査報告

第二号議案 役員選任(案)承認の件



会員増強等で功績のあった方々に表彰状が贈られた。



二議案ともに満場一致で可決され、平成二十五年度は法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、公益社団法人として公益目的事業を推進するとともに、組織・財政基盤の再構築を図るため予算の見直しを進め、会員増強はもとより、福利厚生制度も含めた共益事業にも併せて注力しながら諸施策に取り組んでいくという活動方針が確認されました。また、総会後は全会員を対象にした懇親会が開かれ、異業種交流を深めました。

受賞者ならびに新任役員は次のとおり。

受賞者の皆さん

【法人会功労役員】

若林 智雄 麻井與喜男 加藤 弘雄
柿木 良一 布橋 隆一 越田 章
矢野 精一

【会員増強運動功労支部・団体】

三馬支部 戸板支部
AIU損害保険(株)金沢支店

大同生命保険(株)金沢支社

【会員増強運動功労役員等】

若林 智雄 高桑 秀治 北村 彰英
清水 健二

AIU損害保険(株)代理店

(株)ビークス (株)セーフティゲート

(株)ピーアイコーポレーション

【福利厚生制度推進功労役員等】

浅野 正子 黒保 早苗

新任役員の皆さん

【理事】

上坂 忠 栗森 長八 黒田 剛志
宇都宮元樹 水野 市郎 橋本 克己
小出 進 小鍛冶 榮 松井 正尚
鈴木 規秀 瀬戸 猛司 常光 昭人
浅野 達也 谷口 直文 小倉 一郎
【監事】
山根 久男

日本は再生できるのか

大阪府市統合本部特別顧問・元経済産業省官僚

古賀 茂明氏

総会に先立ち、記念講演会を実施しました。講師の古賀氏は元経済産業省官僚、在職中から省益を超えた政策、公務員制度改革の必要性を訴えてきました。

アベノミクス効果で明るさが見えてきた日本ですが、本当にこのまま順調に成長していけるのでしょうか？それを見極めるためには、一旦野に下り、再び政権を取り戻した自民党が本当に生まれ変わったのか、検証する必要があると古賀氏は言います。



日本が再生していくためには「変わる」ことが必要なのだと古賀氏は言う。



民主党ばかりが悪者にされていますが、「失われた二十年」のほとんどは自民党政権でした。では、その政策にどんな問題があったのか？私なりにポイントを五つに絞ってまとめました。

まず第一は、日本を借金大国にしたこと。借金をして公共事業をするという政策は、産業の勃興期には非常に効果的なものでした。高速道路や鉄道、港等を整備することで企業の事業が拡大し雇用も増える、税収の増加で借金はすぐに返せます。ところが成熟期に入り成長力が弱まってきてもそれをやめられず、ピカピカのハコモノと引き換えに膨大な借金が残りました。

先日発表された補正予算で五兆円の公共事業が話題になりました。安倍総理が「天井崩落事故があった箕子トンネルの点検・補修のように緊急性の高い事業をやるのだ」と釈明する一方で、某派閥の領袖が「これからどんな新しい道路を作ります」と発言する。そんな様子を見ていると、変わっていないのでは？という心配があります。

二つ目は、少子高齢化に対応しなかったということ。私が長期経済見通し等を作っていた約二十年前の時点で、最大のリスクは少子高齢化でした。ところが、その後一切対策はとられなかった。公共事業費の十分の一でいいから子育てのた

めの環境整備に使えばいいのですが。

三つ目は、日本を成長できない経済にしたということ。「思い切った金融緩和」「機動的財政出動」に続いてようやくアベノミクスの第三の矢が出ますが、側面したところでは参議院選への配慮からかあまり中身がないようです。民主党も含めた歴代の内閣が日本経済最大の成長三分野としてきた農業、医療、電力について本格的な改革に入るのは選挙後なのか？組織の票に縛られずに、これらの分野で改革を断行できるかどうか、まだ要監視状態です。

四つ目は、原発に頼らざるを得ないエネルギー構造にしまったこと。先進国の原発離れは明確で、原発推進とされるアメリカですら過去三十五年で一基も作られていません。事故は絶対に起きるという前提で高い安全基準を設けている欧米では、原発は非常に高くつくエネルギーなのです。その代わり、世界中で増えているのが風力発電所です。ドイツの重電メーカー「シーメンス」はいち早く原子力から風力へシフトし、作り切れないほどの受注を抱えて下請け企業までが潤っているといえます。風力だけではありません、太陽光や地熱、日本の豊かな森林資源をバイオマスエネルギーに活用し林業の振興と一体で考えていく試みなど、少しずつ始まっている再生可能エネ

ルギーへの取り組みを成長に繋げていくうえで、電力改革は必要です。

五つ目が外交です。特に領土問題は難しく、周辺のアジア諸国もアメリカも正義か不正義かではなく、自国にとって損か得かで判断します。何よりも急ぐのは、日本の経済をもう一回強くして「日本と付き合うことが長期的に見て国益になる」と諸外国に思わせることなのです。

もうすぐ参院選ですが、民主党には期待できませんし、第三極も混沌としていて一向に対抗勢力が見えてきません。ただ、どこを支持するにしても「今のまま守ってくれ」という思いで投票するのはやめた方がいいでしょう。

国会、県会、市会議員：誰にでもいい、「変わらなくちゃいけない、変えてください」という声を伝え続けてください。そして応援したいと思った人には個人として献金をしてほしいのです。企業からの献金よりもはるかに一円の価値が大きく、信念を貫こうと戦っている人にとってはものすごい力になります。

国を変えるうえで、国民の声が届かなければしょうがない。この会場にはこの地域をリードする影響力をお持ちの方がお集まりです。ぜひ、日本を良くしたいだけだと思います。

総会議案書(情報公開)の閲覧は

金沢法人会ホームページ

<http://www.kanazawa-houjinkai.or.jp>

まで

金沢税務署長着任のご挨拶 納税者視点で質の高い税務行政を執行



鳥井 孝一（とりい こういち）

生 年 月 日	昭和28年8月14日生 59歳
出 身 地	石川県
略 歴	昭和47年4月 金沢国税局総務部総務課（採用）
	平成14年7月 金沢国税局総務部税務相談室税務相談官
	15年7月 税務大学校教育第二部教授
	17年7月 金沢国税局課税部資産評価官
	19年7月 金沢国税不服審判所国税審判官
	21年7月 金沢国税局課税部資産課税課長
	23年7月 金沢国税局総務部総務課長
	25年7月 金沢税務署長（現職）

この度の人事異動により、金沢税務署長を拝命しました鳥井でございます。

公益社団法人金沢法人会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご支援を賜っており、本紙をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

これまでに諸先輩が築いてこられた金沢法人会との信頼関係を礎として、会員の皆様方との意思疎通を図りながら、職務を遂行してまいりたいと考えておりますので、前任者同様どうぞよろしくお願い申し上げます。

金沢法人会におかれましては、これまで「良き経営者を目指す方々の団体」として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献することを基本的方針とし、幅広い活動を展開してこられました。

特に、「税」に関する研修会や講演会を一般の市民にも対象を広げて開催するなど公益性を高められているほか、会員による租税教室の開催、「タオル・石鹼持ち寄り運動」により集まったタオルや石鹼等の児童福祉施設等への寄贈、「親子で磨こうトイレと心」をキャッチフレーズにしたトイレ清掃の実施などの積極的な地域社会貢献活動への取り組みは、地域社会に高く評価されているところであり、私どもとしましては大変心強く思っている次第であります。

金沢法人会におかれましては、石川県知事の認定の下、公益社団法人へと移行され、当局といたしましても、引き続き皆様方とより一層の連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化や経済のグローバル化・ICT化による社会経済の変化や、大きな被害をもたらした東日本大震災による影響などにより、非常に厳しいものとなっております。

そうした中で、国税庁の任務である「適正・公平な課税及び徴収」を実現し、税務行政に対する国民の信頼を確保していくためには、納税者の視点に立った質の高い税務行政を行っていくことが重要であると考えております。

そのため、今年一月から改正国税通則法が施行され、定められた税務調査手続に基づき調査を実施するとともに、すべての不利益処分及び申請に対する拒否処分について理由付記を行っております。

私どもは、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの法改正の趣旨を踏まえ、適正な調査・徴収に努めてまいり所存ですので、法人会の皆様方におかれまして、この法改正へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、金沢法人会におかれましては、「役員企業のe-Tax100%利用」宣言を行っていただくなど、役員のみならず会員の皆様方も、法人税、消費税等の申告はもとより、各種手続きにおける普及・利用促進に積極的に協力していただいております。

改めて深くお礼申し上げますとともに、e-Taxのより一層の普及・定着につながる具体的な施策の推進につきまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人金沢法人会のみならずのご発展と、会員企業のご繁栄をお祈りいたしまして着任の挨拶いたします。

金沢税務署法人関係幹部職員 (平成25年7月10日現在)

署 長	鳥井 孝一 (新)
副 署 長	小間 啓志 (新)
副 署 長	新谷 登志美 (新)
副 署 長	寺西 充宏 (新)
副 署 長	内藤 昌彦 (新)
筆頭特別国税調査官(法人担当)	松村 昭則 (新)
特別国税調査官(法人担当)	油谷 順治
特別国税調査官(法人担当)	島谷 富美男 (新)
特別国税調査官(法人担当)	宮前 克宏 (新)
特別国税調査官(法人担当)	杉本 長正 (新)
連 絡 調 整 官	山本 保彦 (新)
特別国税調査官(源泉担当)	松原 繁夫
法 人 課 税 第 1 部 門	小村 明彦 (新)
法 人 課 税 第 2 部 門	宮村 孝廉 (新)
法 人 課 税 第 3 部 門	帯刀 長秀 (新)
法 人 課 税 第 4 部 門	滝 健正 (新)
法 人 課 税 第 5 部 門	尾藤 敏光 (新)
法 人 課 税 第 6 部 門	野村 宏一 (新)
法 人 課 税 第 7 部 門	飯澤 寛之 (新)
法 人 課 税 第 8 部 門	八日市 裕子 (新)
情 報 技 術 専 門 官	上嶋 豊志 (新)
国 際 税 務 専 門 官	野村 和重 (新)
特 別 調 査 情 報 官	安田 良廣 (新)
審 理 専 門 官 (法 人 担 当)	近藤 道生 (新)
審 理 専 門 官 (源 泉 担 当)	寸田 恭三 (新)
連 絡 調 整 官	山口 修三 (新)

復興特別所得税について

Q 復興特別所得税の源泉徴収について教えてください。

A 所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付していただくこととなります。源泉徴収の対象となる所得及び復興特別所得税の額は次のとおりです。

1. 復興特別所得税の源泉徴収の対象

所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税を源泉徴収することとされている支払については、復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。具体的には、利子・配当、給与、退職所得、公的年金、報酬・料金及び特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得などです。

2. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税額の 2.1% 相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率} (\%) = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税 (注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

なお、給与等については、平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

参考：所得税率に応じた合計税率の例 (単位：%)

所得税率	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (所得税率× 102.1)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

Q 講演料として 10 万円 (税引後の手取額) を支払いましたが、この場合納付すべき所得税及び復興特別所得税の額はどのように算出すればよいですか。

A 次の算式により求めることができます。
＜支払金額＞

$$100,000 \text{円} \div (100 - 10.21)\% = 111,370.976 \cdots \rightarrow 111,370 \text{円}$$

(税引手取額) (合計税率) (算出金額) (支払金額)

＜所得税及び復興特別所得税の合計額＞

$$111,370 \text{円} \times 10.21\% = 11,370.877 \rightarrow 11,370 \text{円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (納付すべき税額)

Q 非居住者等 (注1) に支払った所得について、租税条約 (注2) に基づく限度税率 (注3) の適用を受けられる場合、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますか。

A 租税条約に限度税率を定める規定がある配当などの支払のうち、租税条約の適用により、国内法 (所得税法及び租税特別措置法) に規定する税率以下となるものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません。

したがって、上場株式の配当など、国内法の税率の方が租税条約上の限度税率よりも低い場合、国内法の税率を適用するものについては、復興特別所得税も併せて源泉徴収する必要があります。

なお、租税条約の適用を受けて免税となる配当などの支払についても復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません。

(注1) 非居住者等とは、国内に住所も 1 年以上の居所 (その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所) を有しない人及び国内に本店も主たる事務所も有しない法人をいいます。

(注2) 租税条約とは、①国際的二重課税の排除、②国際的脱税や租税回避の防止、及び③税務当局間の国際協力を目的として二国間で締結される条約をいいます。非居住者等が、日本において源泉徴収される所得税及び復興特別所得税について、租税条約に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、「租税条約に関する届出書」を提出する必要があります。

(注3) 限度税率とは、租税条約において相手国居住者等に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいいます。

Q 平成 25 年の年末調整はどのように行いますか。

A 給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額ですので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

具体的には、源泉徴収簿の年末調整欄で、算出所得税額から (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額 (年調所得税額) に 102.1% を乗じたものが年調年税額となります。

青年部会が第二十八回通常総会を開催 「地域を元気にしよう」をテーマに活動



上程された議案は、満場一致で可決承認された。



青年部会を卒業する会員に記念品を贈呈。

して詳細な説明がなされました。平成二十五年度のテーマとして掲げた「地域を元気にしよう」に基づき、租税教育活動や公開講演会の開催等の公益事業に併せて、組織基盤の充実・拡大にも取り組んでいくことが確認されました。

また当日は青年部会卒業者に記念品が贈呈されました。

平成二十五・二十六年度新役員

【常任顧問】	能登健太郎
【部会長】	浅野 達也
【副部会長】	澤田 幸宏
田野口和矢	鶴見 昌平
【理事】	浅下 和都(新)
井波 成英(新)	今村 和宏(新)
桶谷 啓悟(新)	北田 展之(新)
小杉 善文	嶺 和晃
竹山 修司(新)	田中 就子
中川 幸一(新)	中村 豪人(新)
与坂 公雄(新)	米沢 啓太
宇都宮元樹	若松 孝夫
【監事】	松本 仁
	多賀 直昭
	山岸 晋作
	泉 智也
	岩井 健治(新)
	越原 寿朗
	高井佑讀史
	豊蔵 剛志(新)
	福岡 貴之(新)

青年部会に入会しませんか？

部会活動を通して広域にわたる仲間たちとのネットワークが広がります。ともに学び、発想力を鍛え、時代を先取りした経営感覚を養いましょう。

●年会費／五千円

●申し込み／法人会事務局、または青年部会事務局まで

電話 〇七六(三三三)二九〇七

就任にあたって

理想を携え、
一歩ずつ道を進めて社会に貢献する



金沢法人会青年部会 部会長 浅野 達也

組織や団体にはミッションがあります。金沢法人会青年部会は、健全な納税者を目指す。このたび、金沢法人会青年部会総会において、部会長に選任いただきました。諸先輩が大切にし、受け継いできたミッションを皆さんとともに理解し、信条とすることができるよう活動を着実に進める。これが部会長に課せられた使命であると考えています。

青年部会のメンバーは、所属する企業が異なり、置かれた立場や考え方もさまざまです。一人ひとりが個性を持ち、価値観の異なるメンバーが、法人会青年部会を通して、ミッションを共有し、理想を携え、道を一歩一歩進むことができれば、自身自身の成長につながり、社会への貢献が成し遂げられるに違いありません。



今年度、役員に就任された皆さんと。

私たちの社会を取り巻く情勢は依然として厳しい環境にあります。経済の回復に向けて未来を切り拓くという活力が芽生えてきました。加えて、当社は北陸新幹線開業を一年半後に迎えます。法人会青年部会は、今年度、「地域を元気にする」をテーマに掲げ、「租税教室」の実施、公開講演会の企画運営等、継続事業の更なる拡充を図っていきます。

健全な納税者となるための知識を深め、租税教育を通して地域に貢献する。こうした活動を通して仲間を増やし、自分を磨く。金沢法人会青年部会はそのような場でありたいと願っています。部会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金沢法人会青年部会は第二十八回通常総会を五月九日(木)、ANAクラウンプラザホテル金沢にて開催しました。

【審議事項】

●第一号議案
任期満了に伴う役員改選の件

●第二号議案
規約改正の件

以上の議案が上程され、満場一致で滞りなく可決承認されました。続いて、平成二十四年度の事業報告ならびに平成二十五年度の事業計画について報告事項と



nice work ナイス・ワーク



ベトナムと日本をつなぐ 想いの懸け橋

(株)友越(ゆうえつ)

金沢市堀川町23-23
TEL 076-222-2205

代表取締役社長 山口 綾乃

●Profile

出身地●白山市鶴来町

業務内容●貿易・販売業(日本-ベトナム間の
輸出輸入業)、ベトナム進出支援

座右の銘●人の喜びをもって我が喜びとする

今しかない！IT企業からの転身

私達の会社「友越」は、不思議な出会いの中から誕生しました。私と弊社社長林*1との出会いは、偶然東京行きの飛行機で隣席し、林が師と仰ぐ西堀榮三郎先生*2の話に私が感動したことに始まります。私は衝撃に近い感動を覚え、この教えこそ、時代や世代を超えて後世に伝えていかねければという、使命感に似た思いに駆られました。恥ずかしながら、当時は西堀先生を存じ上げなかったのですが、東京に戻ってから飛行機での話が忘れられず、西堀先生の著書をアマゾンで片っ端から取り寄せ、読み漁りました。専門的な難しい本も多く、分かり易く書かれた一冊を何度読み返すことになり、付箋だらけになった本は今もそのまま持っています。また、自分にも何かできることがあればと、東京に戻ってすぐに、林の活動のひとつであったベトナムの里親支援活動に参加し始めました。飛行機での出会い以降で、会長の林とは直接連絡をとることはなかったのですが、転機は、それから三年後。三人の里子支援を続けていた縁から、突然に林より「私は高齢になりつつあるが、もしまだ人生の道が決まっていなければ、ベトナムで培った人脈と意志を引き継いでくれないか」という一報を受けました。

当時、東京のIT企業でプロジェクトリーダーとして新たなプロジェクトに取り掛かる直前でした。悩んだ末に、ちょうど五十歳という年齢差の会長から学べるのは、今しかない、今行かなかったら二度

とこの「時」はない！自分の気持ちの中で一気に話が進んで心が決まりました。会社の役員やプロジェクトメンバーに分かつてもらえらるまで話をし、一報から三か月後には、金沢へ戻っていました。

「時がくればやるべきこと」が降ってくる

(株)友越は二十三年九月に設立、現在ベトナムのコーヒーを輸入販売していますが、十九年前に北陸とベトナムとの交流促進を目指して会長の林が設立した北陸ベトナム友好協会の里親支援活動が元にあります。ベトナムと日本を繋ぐ懸け橋になる、そのはじめの一步がドラットコーヒーです。これは会長の林が温めてきた構想で、過去に里親制度で支援をしてきた里子から渡されたコーヒーを日本の知人に配った折、各方面から高い評価が寄せられたことがきっかけです。

ところが、輸入のイロハどころか、食品の取り扱い、段ボールをどこで買うのかも知らないド素人。自分で調べるだけでは追いつかず、沢山の方に聞いて回り助けて頂きました。ようやく商品が販売できる段階になると、コーヒー一袋一袋の検品や袋詰め、伝票の整理、配送手配など、作業が追いつかない。ご注文頂いたお客様を待たせられないと、家族総出で取りかかるも、出荷直前になって、コーヒーの焙煎が深すぎて苦いことが分かり、至急の輸入し直し。お客様全員にお詫びの連絡をして、即ベトナムに飛んだ時は必死でした。てんやわんやのスタート、知名度の無いドラットコー

ヒーの営業、あつという間の一年でした。ありがたいことに、飲んで頂いた方が口コミなどで紹介してくださり、じわじわとですが、今では北海道や沖縄からもご注文を頂いております。

高校時代は、世界中を飛び回る美容師になるのが夢でした。夢を追いかけて活躍するイメージが強かった私ですが、ある時から、何かのために自分の力を発揮したいと考えるようになりました。この時代の人間として、日本に生まれて、やるべきことがあるはずだ。ただ、それを模索することに時間を費やすより、今置かれた環境で与えられたことを一所懸命していれば、やがて「時」が来て、次に「やるべきこと」が降ってくる、そう考えるようになりました。会長との出会いはそんな「時」だったのかもしれません。

西堀先生は亡くなる直前に「性格や考え方、国の違う者同士でも、共通の目的をもって懸命にやれば事は成る」と話されたと聞きました。アジアの若き新興国、親日国であるベトナムとの友好を深めることは、いずれ日本のためになる。そう信じて、人と人の縁に支えられながら、細い糸をロープにしていきたいと思っています。

*1 林 敦 北陸ミサワ

ホーム会長 北陸ベトナム友好協会会長、(株)友越の代表取締役会長

*2 西堀榮三郎 第一次南

極越冬隊長「人は人に喜んでもらうために生まれてきたのだ」という理念を残している。

ドラットコーヒー

ベトナムはブラジルに次ぐ世界2位の生産国。ドラットは19世紀末にフランス人が開拓した高原の避暑地で、契約農園では無農薬・無化学肥料で栽培し、三代続く秘伝の技術で焙煎している。



お試しください

初秋ならではの! 懐かしい食感

赤ずいきの酢味噌あえ



材料(4人分)

- 赤ずいき…4本
- 練り辛子…適量

④だし汁…2カップ 薄口しょうゆ…大さじ2 砂糖・みりん…各大さじ1 塩…少々

⑤白味噌…大さじ4 砂糖…大さじ2 酢…大さじ2

1. ずいきの皮をむいて4cmの長さに切り、酢水につけておく。さつとゆでて汁を捨て鍋で空煎りする(酢を少々加えると美しい赤色になる)。
2. 鍋に④を煮立て、1のずいきを入れてさつと煮て火を止める。煮汁につけたまま冷まし器に盛り付ける。
3. 練り辛子の中に⑤を入れて混ぜ合わせ、食べる直前に2にかける。

ワンポイント

- ・酢水につけてからゆでると美しい色になります。
- ・火を通し過ぎるとトロトロになるのでご注意ください。

懐かしく甘酸っぱい味
赤ずいきは初秋の味覚。シャキシャキした歯ざわりや独特のヌルリとした食感、鮮やかな赤い色に秋の訪れを感じる方も多いのではないだろうか。

漢字で「芋茎」と書かれるとおり、ずいきとはサトイモの葉や茎の部分(葉柄)を指します。サトイモは、子イモを食用とする品種、親イモ用品種、親子両方を食用にする品種、葉や茎を食べる品種の四つに分類されます。このうち、親イモ子イモ兼用品種の「唐芋」と「八つ頭」の葉柄を「赤ずいき」と呼んで食用にしてきました。

ポピュラーな食べ方は甘酢漬け。酢と出合うと赤い色がひと際鮮やかになり、

古野菜に新しい価値
サトイモは縄文時代後期に中国から伝来したとされる古野菜で、石川県でも藩政時代のはるか以前から栽培が始まっていたと思われまます。「ずいき」も南北朝時代の臨済宗の僧・夢窓疎石が詠んだ「いもの葉に 置く白露のたまらぬはこれや随喜の涙なるらん」に名前の起源があると言われ、古くから食されていたようです。明治期には金沢市内でも多く

栽培されていましたが、現在は花園地区のわずかな農家で栽培するのみとなりました。ところが二〇〇二年に加賀野菜に認定されてからは、低カロリーで食物繊維が多いなどの健康面でも注目を集めるようになっていきます。

また、ずいきの皮をむいて乾燥させた芋がらも、ヘルシーな食材として近年見直されつつあるとか。

美しい赤色の素はアントシアニン。目にいいことで知られる色素で、疲れ目の改善や視力向上の効果が期待できるほか、活性酸素の生成を抑え血液をきれいにする作用もあると言われています。

【料理のポイント】

- 水の中で皮をむくようにすると手に残りません。
- アク抜きをしつかりしないと、喉や舌にエグミを感じることがあります。皮をむいて切った後、三十分くらい水にさらしましょう。

写真提供・協力
金沢市農産物ブランド協会

加賀野菜 14

後世に伝えたい
郷土の味

主な産地…金沢市花園地区
出荷時期…七月から九月

赤ずいき



オリジナルレシピ募集中!

「さつまいも」を使った我が家のメニューをぜひ教えてください。ご応募いただいた中から1品をほうじん金沢で紹介させていただきます。

応募方法

料理のレシピに写真を添付の上、下記まで郵送またはメールでお送りください。

〒920-0919 金沢市南町4番60号
金沢法人会料理レシピ募集係
E-mail inc@kanazawa-houjinkai.or.jp

表紙解説

金沢の今
ひがし茶屋街



金沢にある三つの茶屋街の一つで、金沢を代表する観光スポットです。

一年を通して数多くの観光客が訪れるこの界隈は、平成十三年、茶屋街としては京都に次いで日本で二番目となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、街並みが保存されてきました。

木虫籠(キムスコ)と呼ばれる細かい出格子が、歴史都市にふさわしい風情を醸し出しています。

T&D
T&D 関係グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成24年度末。当社調べ。
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。

金沢支社/金沢市南町4-60 TEL 076-231-1195



DAIDO 大同生命

残暑があなたを襲う 脳梗塞の危険信号

脳梗塞の危険を知らせる症状は、突然始まる場合もありますが、少しずつ進行したり、発症の1～2日前などに一過性の症状を感じる場合もあります。

下記のような症状が現れたら、医療機関で早めに検査し、医師の診断を受けましょう。

- しびれ
- めまいやふらつき
- 立ち上がれない
- 体が傾き倒れてしまう
- 半身の手足に力が入らない
- 意識がなくなる
- ろれつが回らない
- 片目の視野障害 など

事務局だより

◆研修会・説明会・社会貢献活動

- 4月3日 決算期別説明会
- 15日 4月定例研修会
- 16日 新設法人説明会
- 26日 北部ブロック合同研修会
- 5月17日 総会記念講演会
- 6月5日 決算期別説明会
- 7月27日 女性部会 いちごプロジェクト
- 31日 7月定例研修会

◆役員会・委員会・懇談会

- 4月4日 青年部会第1回役員会
- 17日 第1回総務委員会
- 19日 女性部会第1回正副部長会議
- 24日 女性部会第1回理事會
- 24日 女性部会監事會議
- 24日 第1回正副会長會議
- 24日 第1回理事會
- 5月9日 青年部会第2回役員會
- 10日 青年部会第28回通常總會
- 17日 監事會議
- 17日 第1回通常總會
- 27日 第2回理事會
- 30日 青年部会第1回正副部長會議
- 6月6日 戸板支部役員會
- 6月6日 南小立野支部役員會

ほうじん金沢 第202号
平成25年9月10日発行

◆発行所

〒920-0919
金沢市南町4番60号(大同生命ビル2階)
電話076-222-2907/222-2910

公益社団法人 **金沢法人会**

◆編集発行人 七田 伸義

◆印刷所 ヨシダ印刷(株)

- 6月7日 女性部会第18回通常總會
- 13日 青年部会第1回理事會
- 18日 戸板支部正副支部長會議
- 20日 青年部会第1回租税教育委員會
- 21日 女性部会第2回正副部長會議
- 7月2日 女性部会第2回理事會
- 17日 青年部会第2回正副部長會議
- 18日 女性部会第1回租税教育委員會
- 22日 女性部会第1回租税教育委員會
- 25日 女性部会第1回租税教育委員會
- 31日 女性部会第1回租税教育委員會